

外国人住民の方にも、住民票を作成

住民基本台帳法などの改正により、外国人住民の方にも、日本人と同様に住民票を作成します。

これにより、外国人と日本人で構成される世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

住民票作成の対象者

- ①特別永住者
- ②中長期在留者
- ③一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④出生または国籍喪失による経過滞在者



■仮住民票の送付（5月中旬）

対象者の方には、外国人登録情報を基に作成した仮住民票を5月中旬に送付しますので、世帯の構成や記載内容などに誤りがないかご確認ください。

対象になると思われる方で、5月末になっても仮住民票が届かない場合は、ご連絡ください。

■住民票の交付（7月9日）

仮住民票を基に、住民票を作成します。住所変更や在留資格などの変更・更新があったときは、速やかに届け出ください。正しく届け出をしないと、住民票が交付されない場合があります。



■届け出先の変更

	7月8日以前	7月9日以降
住所変更	転入先の市町村に、居住地変更を申請（転出地での手続きは、必要ありません。）	転出地の市町村で転出の届け出を行い、転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転入の届け出をする。
在留資格の変更・在留期間の更新など	入国管理局で許可を受けた後、市町村にも届け出を行う。	入国管理局で許可を受ける。（市町村での手続きは、不要になりました。）

■「在留カード」又は、「特別永住者証明書」が交付されます。

外国人登録制度が廃止されるため「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」又は、「特別永住者証明書」を交付します。なお「外国人登録証明書」は、7月9日以降も引き続き使用できます。

特別永住者の方

「外国人登録証明書」に替わり「特別永住者証明書」を交付します。

現在所持している「外国人登録証明書」の次回確認（切替）申請期間が到来するまでに、切り替え手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・写真（16歳以上の方のみ）
※縦4cm×横3cmで無帽、正面、無背景のもの
- ・旅券（お持ちの方のみ）
- ・外国人登録証明書

【申請先】住民課

【問い合わせ先】住民課 ☎68-3115

中長期在留者の方

「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」が交付されます。

上陸許可、在留資格の変更許可などの在留に係る許可に伴い、入国管理局で交付されます。

なお、永住者の方については、新制度施行後3年以内に入国管理局で切替の手続きが必要です。